


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局: 気候変動対策認証センター)

平成 25年 1月30日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
西予市地域活性化・循環型社会づくりと連動した森林整備(間伐促進)活用プロジェクト ～コウノトリとツルの飛来地、人と共生による環境保全～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	西予市(セイヨシ)		
住所	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1		
代表者氏名	三好幹二	代表者役職	市長
担当者氏名	武内幸希典	担当者 所属部署・役職	産業建設部産業創出課 産業振興係長兼雇用対策係長
担当者 E-mail	yukinori.takeuchi@ city.seiyo.ehime.jp	担当者電話番号	0894-62-6429
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	西予市、西予市森林組合、明浜町財産区、宇和町財産区田之筋地区管理運営委員会、 宇和町財産区下宇和地区管理運営委員会、湊筋地区財産区、野村地区財産区、中筋 地区財産区、高川財産区		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	西予市(セイヨシ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0 2 0 6
プロジェクト登録日	平成 2 4 年 5 月 9 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>(目的)</p> <p>西予市は、森林面積が市域の75%を占め、かつ、一級河川・肱川の源流域に位置していることからその水源涵養や災害防止機能の面で重要な役割を担っている。地域産業としても間伐、造林、林道網の計画的整備等により、林業従事者の経営基盤の強化を図るとともに、当該森林が担う多様な公益的機能の発揮が一層求められ、本市では引き続きその維持増進を図るものとしている。</p> <p>一方、本市は、宇和海に面した明浜町・三瓶町、歴史的な町並み・豊かな稲作地帯の宇和町、酪農地域の野村町、四国山地やカルスト台地を含む山間地域に位置する城川町等、変化に富んだ豊かな自然資源や歴史的環境に恵まれ、これら資源や環境を活かした地域の活性化が課題となっている。</p> <p>本事業の推進により、当該森林のもつ水源涵養、災害防止機能の維持・増進に一層寄与するとともに、計画的整備に伴うCO2吸収量の環境価値化と地域経済の活性化や市民生活における環境対応等を積極的に結び付けることにより、低炭素化社会における循環型地域システム創出の一環として推進を目指すものとする。</p> <p>(内容)</p> <p>西予市が中心となり、森林財産を管理する市内 6 財産区(7 地区)及び間伐実施者である西予市森林組合の協力を得て、対象となる森林の間伐事業による CO2 吸収量についてオフセット・クレジット(J-VER)の取得・販売をおこなう。</p> <p>又、本プロジェクトを「地域活性化・循環型社会づくりと連動した森林整備(間伐促進)活用プロジェクト」の先導的プロジェクトとして位置づけるもので、クレジットの利活用に当たっては、適切なクレジット管理・利活用事業主体の設置のもと、以下のような取組みを連動して実施予定である。</p> <p>クレジット化による収入金の活用によるさらなる森林施業の促進</p> <p>間伐等計画的な森林整備に伴う CO2 吸収量のオフセット・クレジットを活用した活性化事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフセット・クレジットの販売を通じた地域と企業、地域と都市等との交流拡大のためのきっかけづくり ・西予市農水産品とオフセット・クレジットの連携による地場製品の環境対応促進とブランディング化 ・ツルやコウノトリが自然に飛来してくる稀な地域であり、その環境保全対策 <p>オフセット・クレジットの販売収益を原資とした地域通貨券の創出及びその活用による市民の環境対応や活動支援システムの構築</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件1: 当プロジェクト対象地は、森林法第 5 条に定める森林で、森林施業計画の認定を受けている。</p> <p>条件 2: 森林施業計画対象林の内、スギ・ヒノキ林の 2007 年 1 1 月～2012 年 3 月までに間伐が実施される林分を対象とする。</p> <p>森林施業計画対象林の中には主伐の計画はない。間伐対象林については、土地の転用及び主伐の計画はない。モニタリング・検証に当たっては伐採届などによりそれらを確認する。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 3 ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

当該森林施業計画内において、クレジット対象期間内に土地転用、主伐が計画されていない。
 平成 24 年度(2012 年度)以降、森林施業計画は、新たに策定される森林経営計画に移行することとなるが、プロジェクト対象林の適切な管理が維持されるよう整備計画の中にこれらの管理について明記し位置づけていくものとする。
 条件 3 : 当該プロジェクト対象林は、森林施業計画が策定され、西予市によりその認定を受けている。間伐方法及び間伐率についても森林施業計画に基づき実施している。認定番号は次のとおりである。
 施業計画の認定番号 2007-214-003,2007-214-004,2007-214-005,2007-214-007,2007-214-008,2007-214-010,2007-214-011
 森林施業計画対象林の中には、保安林が含まれる。

【法令遵守状況】
 関連する関連法令は次のとおりである。
 ・森林・林業基本法
 ・森林法
 ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)

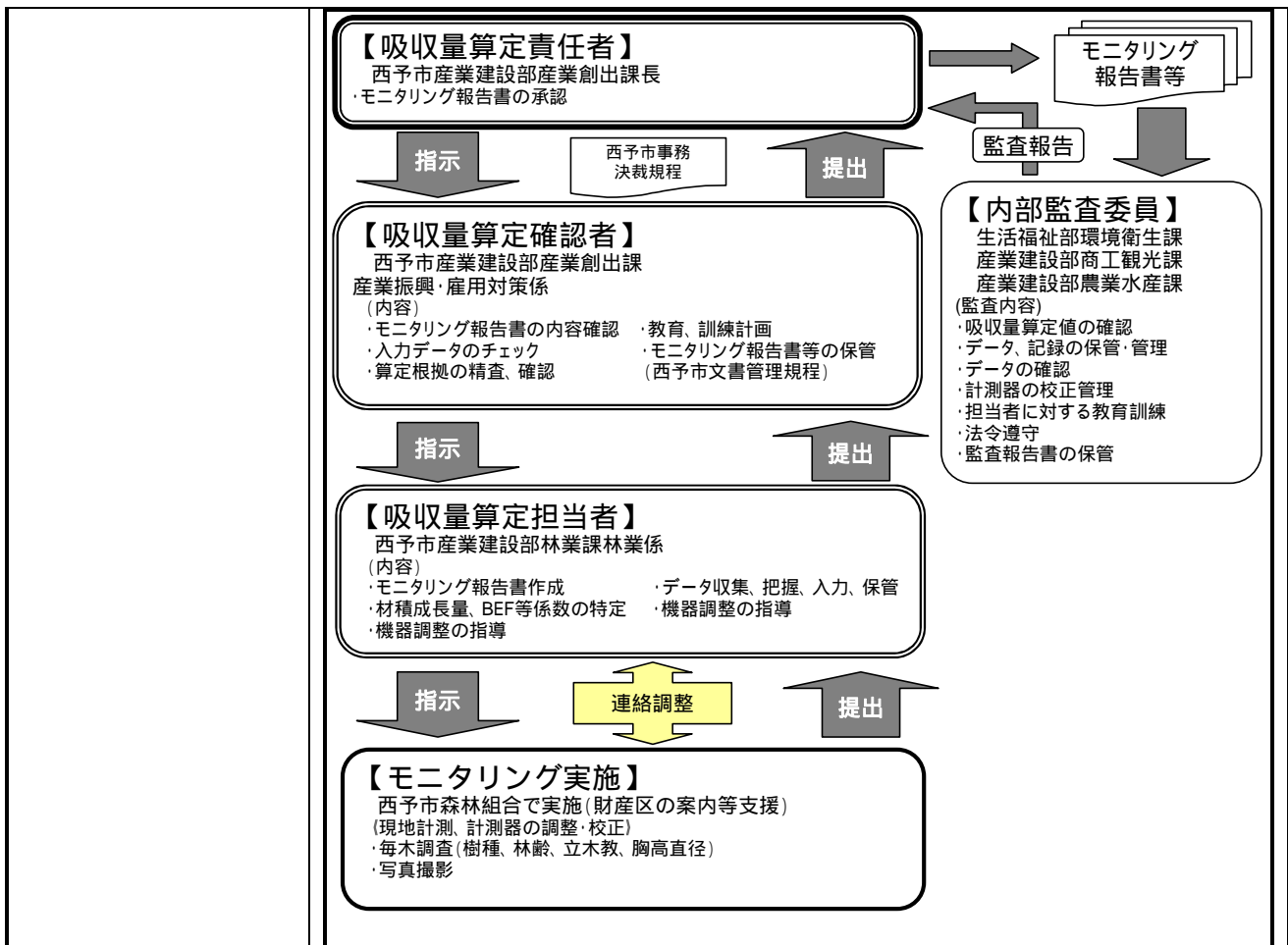
【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
デジタルレーザーコンパス	レーザーテクノロジー社	5 年	平成 20 年 2 月	面積測量機
トリプル GPS 受信機	(株)ニコントリプル	5 年	平成 16 年 3 月	面積測量機(GPS)
デジタルレーザーコンパス	レーザーテクノロジー社	5 年	平成 20 年 2 月	樹高測定器
輪尺	大平産業	-	平成元年	胸高直径測定器

【モニタリング方法】
 上記に記載の機器により、モニタリング方法ガイドライン Ver4.2 に従い実施する。
 ・活動量:実測
 ・拡大係数:公表資料である「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下で LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を利用
 ・収穫予想表:愛媛県森林簿現実林分収穫表を使用

【GHG 算定式の方法論への準拠性】
 R001Ver6.2 森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論における算定式を準拠

【モニタリング体制】
 モニタリング体制は次のとおり



【QA / QC 体制】

(1) 教育・訓練

産業建設部林業課担当

プロジェクト事業者(財産区、森林組合)に対し、J-VER 制度の仕組みや求められる精度などを説明した。

特に測量方法及び測量機器の状況確認を行い、測量機器の保持点検などを森林組合に指導した。

モニタリングデータについては、産業創出課と協力して正確なデータが取得できるようにモニタリング手法の説明を行った。また、測量機器の保持点検など必要な管理について指導した。

内部監査員に対して、J-VER 制度を把握するためのガイドライン等、必要な書類を提示し説明を行った。

産業建設部産業創出課担当

プロジェクト事業者(財産区、森林組合)に対し、J-VER 制度の仕組みや適正に進むように指導した。モニタリングデータについては、林業課と協力して正確なデータが取得できるようにモニタリング手法の説明を行った。また、測量機器の保持点検など必要な管理について指導した。

林業課と産業創出課担当は、お互い連携を密にし、プロジェクト事業者(財産区・森林

	<p>組合)に対し、必要な指導やモニタリングデータの精度保持に努めた。</p> <p>森林組合担当(モニタリング実施)</p> <p>担当者は、測量機器使用者に対し、測量機器の状態や正しい取り扱いについて注意を促し、正確なデータ取得に努めるよう指示した。</p> <p>(2)情報の保管</p> <p>産業創出課担当は、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書作成に関する書類を、西予市公文書管理規定に従い保管する。なお、データの保管期間は、オフセットクレジット(J-VER)制度利用約款の森林管理プロジェクト特約第 2 条に定める期間(平成 35 年 3 月 31 日)までとする。</p> <p>(3)データの確認</p> <p>林業課林業係担当は、西予市森林組合が調査したデータ及びそれを整理したもの(実測図面など)のチェックを行った。また、モニタリングデータを基に林業係が作成するモニタリング報告書について、体制図のとおり産業創出課産業振興・雇用対策係が内容を確認、精査した。また、その確認が終了した後、西予市の承認手続き(起案とそれに対する決裁)に基づき、産業創出課長が内容を確認した。</p> <p>(4)内部監査</p> <p>西予市産業建設部農業水産課長・商工観光課長及び生活福祉部環境衛生課長が内部監査を行い、J-VER プロジェクトを進める体制や実施ルールが、ガイドライン等において要求されている事項に適合しているか確認した。</p> <p>(5)その他</p> <p>適切な森林管理</p> <p>大雨等の後には、対象森林を巡視し、災害等が発生していないか確認した。</p> <p>施業効率の改善</p> <p>プロジェクト事業者(森林組合)は、下記に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.伐採搬出技術向上への研修会に積極的に参加し、施業効率の向上を図った。 2.林業労働災害防止協会等が主催する安全衛生に関する講習会に定期的に参加した。 <p>測定機器の維持・管理</p> <p>林業課林業係担当が、西予市森林組合に対し、機器の使用前に破損及び調整不良が無いが指示し確認した。また、機器の適正な保管・管理を指示し、定期確認を実施した。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>
--	---

モニタリング結果概要 ²	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.4.2						
適用方法論	方法論番号	R001 ver.6.2					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2008年4月1日～2012年10月31日						
モニタリング対象面積	185.57ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	659	773	931	1012	598	3973
認証依頼削減・吸収量	3973t-CO2						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>西予市</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、<input type="checkbox"/> に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>✓ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>✓ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>ホームページ ホームページ URL: _____ 出版物 (環境報告書/定期刊行物) その他 具体的に: _____</p> <p>✓ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p>✓ 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p>以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____ その他 具体的に: _____</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上